

浜松市教育委員会会議次第

令和2年12月21日(水)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(渥美委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第57号議案 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について (教職員課)

第58号議案 浜松市立高等学校学則の一部改正について (市立高等学校)

第59号議案 ※非公開

(2) 報 告

ア 浜松市文化財保存活用地域計画(案)のパブリック・コメント実施について

(文化財課)

6 閉 会

第 5 7 号 議 案

令和 2 年 1 2 月 2 1 日 提出

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育職員の給与に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 8 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には通勤届を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通勤方法を変更し、又は通勤のため利用する<u>交通機関</u>において負担する運賃若しくは料金の額に変更があった場合</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第 2 8 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には通勤届を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通勤方法を変更し、又は通勤のため利用する<u>交通機関等</u>において負担する運賃若しくは料金の額に変更があった場合</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第 3 0 条 <u>普通交通機関</u>(新幹線鉄道等以外の<u>交通機関</u>をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 3 0 条 <u>普通交通機関等</u>(新幹線鉄道等以外の<u>交通機関等</u>をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 給与条例第 1 7 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほ</p>	<p>3 給与条例第 1 7 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほ</p>

か、次の各号に掲げる普通交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関 通用期間が算定基礎期間(給与条例第17条第7項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 教育委員会の定める普通交通機関 教育委員会の定める額

4 第2項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関について、前項各号に定める額との均衡を考慮してそれらの算出方法に準じて算出した額とする。

第31条 (略)

2 給与条例第17条第2項第1号の教育委員会規則で定める額は、当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあつては、その合計額)を限度として教育委員会が定める額とする。

第34条 給与条例第17条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

か、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間(給与条例第17条第7項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 教育委員会の定める普通交通機関等 教育委員会の定める額

4 第2項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮してそれらの算出方法に準じて算出した額とする。

第31条 (略)

2 給与条例第17条第2項第1号の教育委員会規則で定める額は、当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあつては、その合計額)を限度として教育委員会が定める額とする。

第34条 給与条例第17条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第17条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(その合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)

(2) 給与条例第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(2以上の普通交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) (略)

2 (略)

3 給与条例第17条第2項第3号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する職員 当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあつては、その合計額)を限度として教育委員会が定める

(1) 給与条例第17条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(その合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)

(2) 給与条例第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) (略)

2 (略)

3 給与条例第17条第2項第3号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する職員 当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあつては、その合計額)を限度として教育委員会が定め

額と給与条例第17条第2項第2号に定める額の合計額

- (2) 第1項第2号に該当する職員 当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあっては、その合計額)を限度として教育委員会が定める額

第39条 (略)

2 (略)

- 3 第30条第3項(第3号を除く。)及び第4項の規定は、給与条例第17条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第30条第3項中「普通交通機関の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第4項中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第42条 給与条例第17条第7項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機

る額と給与条例第17条第2項第2号に定める額の合計額

- (2) 第1項第2号に該当する職員 当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあっては、その合計額)を限度として教育委員会が定める額

第39条 (略)

2 (略)

- 3 第30条第3項(第3号を除く。)及び第4項の規定は、給与条例第17条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第30条第3項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第4項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第42条 給与条例第17条第7項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機

関又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関
又は新幹線鉄道等において発行されてい
る定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇
月を超えない範囲内で最も長いものに相
当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係
る通勤手当を支給されている場合であつて、
普通交通機関に係る定期券及び新幹線鉄
道等に係る定期券が一体として発行され
ているときにおける当該普通交通機関に
あつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手
当に係る算定基礎期間に相当する期間

(2) 回数券乗車券等を使用することが最も
経済的かつ合理的であると認められる普
通交通機関若しくは新幹線鉄道等又は第
30条第3項第3号の教育委員会の定め
る普通交通機関 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関又は新
幹線鉄道等について、同号に定める期間に
係る最後の月の前月以前に、離職をするこ
と、長期間の研修等のために旅行をするこ
と、勤務態様の変更により通勤のため負担
する運賃等の額に変更があることその他教
育委員会の定める事由が生じることが同号
に定める期間に係る最初の月の初日にお
いて明らかである場合には、当該事由の生じ
ることとなる日の属する月(その日が月の
初日である場合にあつては、その日の属す
る月の前月)までの期間について、同項の規
定にかかわらず、同項の規定に準じて算定
基礎期間を定めることができる。

3 (略)

附 則

関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機
関等又は新幹線鉄道等において発行され
ている定期券の通用期間のうちそれぞれ
6箇月を超えない範囲内で最も長いもの
に相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に
係る通勤手当を支給されている場合であ
つて、普通交通機関等に係る定期券及び新
幹線鉄道等に係る定期券が一体として発
行されているときにおける当該普通交通
機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係
る通勤手当に係る算定基礎期間に相当す
る期間

(2) 回数券乗車券等を使用することが最も
経済的かつ合理的であると認められる普
通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は
第30条第3項第3号の教育委員会の定め
る普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は
新幹線鉄道等について、同号に定める期間
に係る最後の月の前月以前に、離職をする
こと、長期間の研修等のために旅行をする
こと、勤務態様の変更により通勤のため負
担する運賃等の額に変更があることその他
教育委員会の定める事由が生じることが同
号に定める期間に係る最初の月の初日にお
いて明らかである場合には、当該事由の生
じることとなる日の属する月(その日が月
の初日である場合にあつては、その日の属
する月の前月)までの期間について、同項
の規定にかかわらず、同項の規定に準じて
算定基礎期間を定めることができる。

3 (略)

附 則

5 (略) <u>(昇給に関する特例)</u>	5 (略)
6 <u>給与条例第7条第1項の規定による昇給</u> <u>については、当分の間、第14条及び第15</u> <u>条の規定は、適用しない。この場合において、</u> <u>第16条(見出しを含む。)中「特定職員以</u> <u>外の職員」とあるのは、「職員」とする。</u>	
7～10 (略)	6～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 浜松市教育職員の初任給に関する規則（平成29年浜松市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 (略) 2 <u>浜松市教育職員の給与に関する規則附則</u> <u>第6項の規定が適用される間における第4</u> <u>条の規定の適用については、同条中「4（新</u> <u>たに職員となった者が浜松市教育職員の給</u> <u>与に関する規則(平成29年浜松市教育委員</u> <u>会規則第13号)第15条第1項に規定する</u> <u>特定職員であるときは、3)」とあるのは、</u> <u>「4」とする。</u>	附 則 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

(提案理由)

教育職員（以下「職員」という。）の通勤手当について、高速道路の利用料金を通勤手当として支給可能とする浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正を受け、規則改正を行うほか、教職員人事評価を活用した昇給制度の導入に伴う所要の整備を行うものです。

(改正内容)

1 通勤手当として高速道路の利用料金を支給

(1) 改正経緯

天竜区龍山町において、国道152号等の通行止めが発生し、一部職員において三遠南信自動車道を迂回路とするなど、通勤が長距離・長時間となり、負担が大幅に増加していることから、高速道路を利用することを認めるとともに、今後、自然災害等により通勤事情に影響を及ぼす事態が生じた場合にも対応できるよう制度改正を行うものです。

(2) 支給対象

高速道路の利用により通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる職員に対し、高速道路の利用料金を通勤手当として支給するものです。

2 教職員人事評価を活用した昇給制度の導入に伴う所要の整備

教職員人事評価を活用した昇給制度を令和3年1月1日から導入することに伴い、昇給に関する経過措置を廃止するなど所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この規則は、令和3年1月1日から施行するものです。

第 5 8 号 議 案

令和 2 年 1 2 月 2 1 日 提出

浜松市立高等学校学則の一部改正について

浜松市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立高等学校学則の一部を改正する規則（案）

第 1 条 浜松市立高等学校学則（昭和 3 1 年浜松市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（願書の提出）</p> <p>第 1 1 条 入学志願者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者（親権者又は後見人をいう。入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者に限る。）に読み替えるものとする。以下同じ。）が連署及び押印をした入学願書を所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>（願書の提出）</p> <p>第 1 1 条 入学志願者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者（親権者又は後見人をいう。入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者に限る。）に読み替えるものとする。以下同じ。）が連署又は押印をした入学願書を所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 浜松市立高等学校学則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（誓約書）</p> <p>第 1 2 条 入学を許可された者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした誓約書を速やかに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>（誓約書）</p> <p>第 1 2 条 入学を許可された者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした誓約書を速やかに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(退学)

第14条 退学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした退学願を校長に提出してその許可を得なければならない。

(1)～(4) (略)

(復校)

第15条 退学した者が復校を希望するときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした復校願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(休学)

第16条 病気又はやむを得ない理由によって休学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした休学願に、医師の診断書又は理由を証明することができる書類を添えて校長に願い出なければならない。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(復学)

第17条 休学中の者が復学しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした復学願に、病気のときは医師の診断書、その他の場合は理由書を添え、校長に提出してその許可を受けなければならない。

(1)～(5) (略)

(編入学)

(退学)

第14条 退学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした退学願を校長に提出してその許可を得なければならない。

(1)～(4) (略)

(復校)

第15条 退学した者が復校を希望するときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした復校願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(休学)

第16条 病気又はやむを得ない理由によって休学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした休学願に、医師の診断書又は理由を証明することができる書類を添えて校長に願い出なければならない。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(復学)

第17条 休学中の者が復学しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした復学願に、病気のときは医師の診断書、その他の場合は理由書を添え、校長に提出してその許可を受けなければならない。

(1)～(5) (略)

(編入学)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした編入学願に、校長が必要があると認める書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(転学等)

第19条 他の高等学校へ転学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした転学願を校長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

(留学)

第20条 外国の高等学校に留学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(1)～(6) (略)

2～4 (略)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした編入学願に、校長が必要があると認める書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(転学等)

第19条 他の高等学校へ転学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした転学願を校長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

(留学)

第20条 外国の高等学校に留学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(1)～(6) (略)

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(第58号議案の説明資料)

市立高等学校

浜松市立高等学校学則の一部改正について

(提案理由)

浜松市の「書面規制、押印等見直し指針」に基づく押印等の見直しの実施に伴い、学則の一部を改正するものです。

(改正内容)

主な改正内容は次のとおりです。

1 浜松市立高等学校学則の一部改正（第1条関係）

第11条「願書の提出」中、市立高等学校長に提出する書類における押印を、自署の場合は不用とするものです。

2 浜松市立高等学校学則の一部改正（第2条関係）

第12条「誓約書」から第20条「留学」までの規定中、市立高等学校長に提出する書類における押印を、自署の場合は不要とするものです。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

浜松市文化財保存活用地域計画（案）のパブリック・コメント実施について

市民部文化財課

1 計画の目的

本市の文化財の保存活用に関する方針（マスタープラン）及び今後10年間を目安とした事業計画（アクションプラン）を策定することを目的とする。

2 経緯等

平成31年4月に改正施行された文化財保護法に文化財保存活用地域計画の作成に関する規定がなされたことで、市町村に対して、文化財の保存活用について総合的かつ実行性のある計画作成が求められるようになった。

これを受け、本市では令和元年5月から計画作成に着手し、令和3年の国認定申請に向け事前協議等を進めている。

3 基本的な考え方

- ・過疎化や少子高齢化等により文化財の担い手が不足し、文化財の次世代への継承が懸念される中で、様々な課題に対応していくため、行政が中・長期的な計画を示し、地域総がかりで文化財を守り継いでいくことが重要である。
- ・文化財保護法の基本理念を踏まえながら、近年高まっている地域振興や観光振興への文化財活用の期待に応えるため、地域の誇りである文化財を核に、自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていく。

4 計画（案）のポイント**(1) 浜松市の歴史文化の特徴（第3章）**

各地域の諸特性・歴史文化から注目すべき文化財の特徴を取り上げて12項目に整理し、本市の歴史文化の特徴としてまとめた。

(2) 文化財の保存活用に関する取組と事業（第5章）

本市の文化財の保存活用に関する現状と課題及び方針を踏まえ、今後進める業務内容（取組）と、個別の取組を推進するための措置（事業）を示した。

(3) 文化財の総合的な保存活用（第6章）

文化財の保存活用事業を総合的かつ重点的に推進するため、本市における歴史文化の特徴を踏まえた「関連文化財群（4種）」と「文化財保存活用区域（4区域）」を設定した。

5 今後の予定

令和3年1月20日	パブリック・コメント意見募集終了（令和2年12月17日開始）
令和3年3月	教育委員会への報告、意見募集結果及び市の考え方の公表
令和3年6月	国認定申請
令和3年7月	国認定取得予定（計画の策定完了）

浜松市文化財保存活用地域計画(案)

<概要版>

計画策定の経緯と目的

文化財をめぐる近年の社会情勢の急激な変化に対応するため、平成 31 年（2019 年）4 月に文化財保護法が改正施行され、文化財の保存活用について総合的かつ実行性のある計画作成が求められるようになりました。本計画は、この法改正を受け、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針を定め、今後 10 年間で実施する具体的な取組・事業を示すものです。本計画に基づき自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めることで、浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に資することを目的としています。

1. 浜松市の概要

浜松市は、面積約 1,558 km²、東西約 52 km、南北約 73 km の広大な市域を擁し、約 80 万人が暮らしています。赤石山脈、天竜川、浜名湖、遠州灘で囲まれた本市は、市北部には険しい山々、市南部にはなだらかな台地と沖積平野や入り組んだ湖岸をもつ湖や河川が広がり、国土を縮図したような変化に富んだ地形を有しています。また本市は、日本列島のほぼ中央、首都圏と関西圏との中間地にあり、この地理的要因が歴史文化の形成に大きく影響を与えてきました。

2. 浜松市の文化財

平成 17 年（2005 年）に合併した 12 市町村の指定文化財をすべて引き継いだ本市は、指定文化財の件数が全国でも有数の都市となりました。

合併後においても、指定文化財の数は増加を続け、国登録文化財についても、天竜浜名湖鉄道に関する鉄道施設や方広寺の建造物など、群としての登録が相次いでいます。また、本市では平成 28 年度（2016 年度）から、市独自に認定文化財制度を導入し、地域団体等からの推薦によって、地域に根差した文化財を抽出しています。認定文化財制度は、未指定の文化財を把握することにもつながっており、令和 2 年（2020 年）4 月現在、308 件を文化財認定しています。これらの制度に基づき、本市における文化財は、国や県及び市の指定文化財、国の登録文化財、市認定文化財といった項目に分かれ、その総数は 800 件を超えるまでになっています。

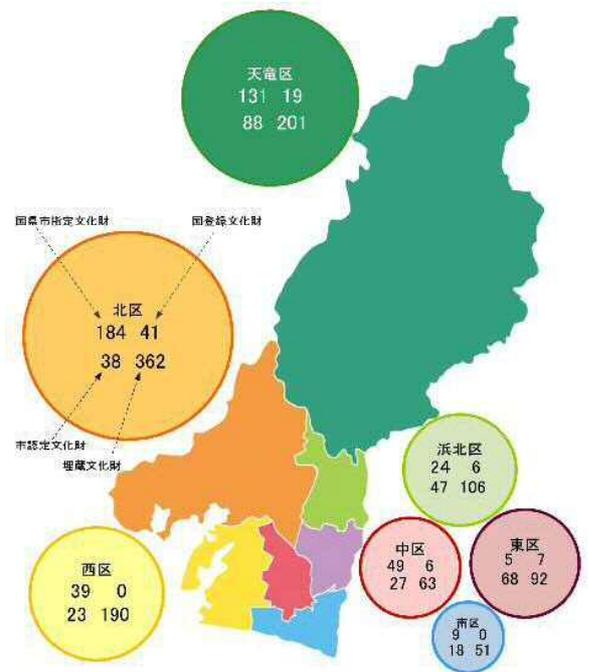


表 指定・登録・認定文化財の件数 (2020.4 現在)

指定文化財			国登録	市認定	総数
国指定	県指定	市指定			
29	79	326	79	308	821



図 浜松市における主な国指定文化財 1.遠江のひよんどりとおくない（寺野のひよんどり）、2.蛸塚遺跡、3.龍潭寺庭園、4.北浜の大カヤノキ、5.刺繍不動明王二童子像掛幅、6.宝林寺仏殿、7.浜名惣社神明宮本殿、8.中村家住宅、9.二侯城跡及び鳥羽山城跡（二侯城跡）、10.木造千手観音立像（摩訶耶寺）

3. 浜松市の歴史文化の特徴

本市の地域は、地質や文化圏、自然環境といった地域特性と、交通や気風といった諸特性を背景に、天竜川平野と三方原台地の地域、浜名湖の周辺地域、山間地域の大きく3つに区分され、それぞれの地域で特徴的な歴史文化が育まれてきました。これらの諸特性から注目すべき文化財の特徴を取り上げて12の項目に整理し、本市の歴史文化の特徴としてまとめています。

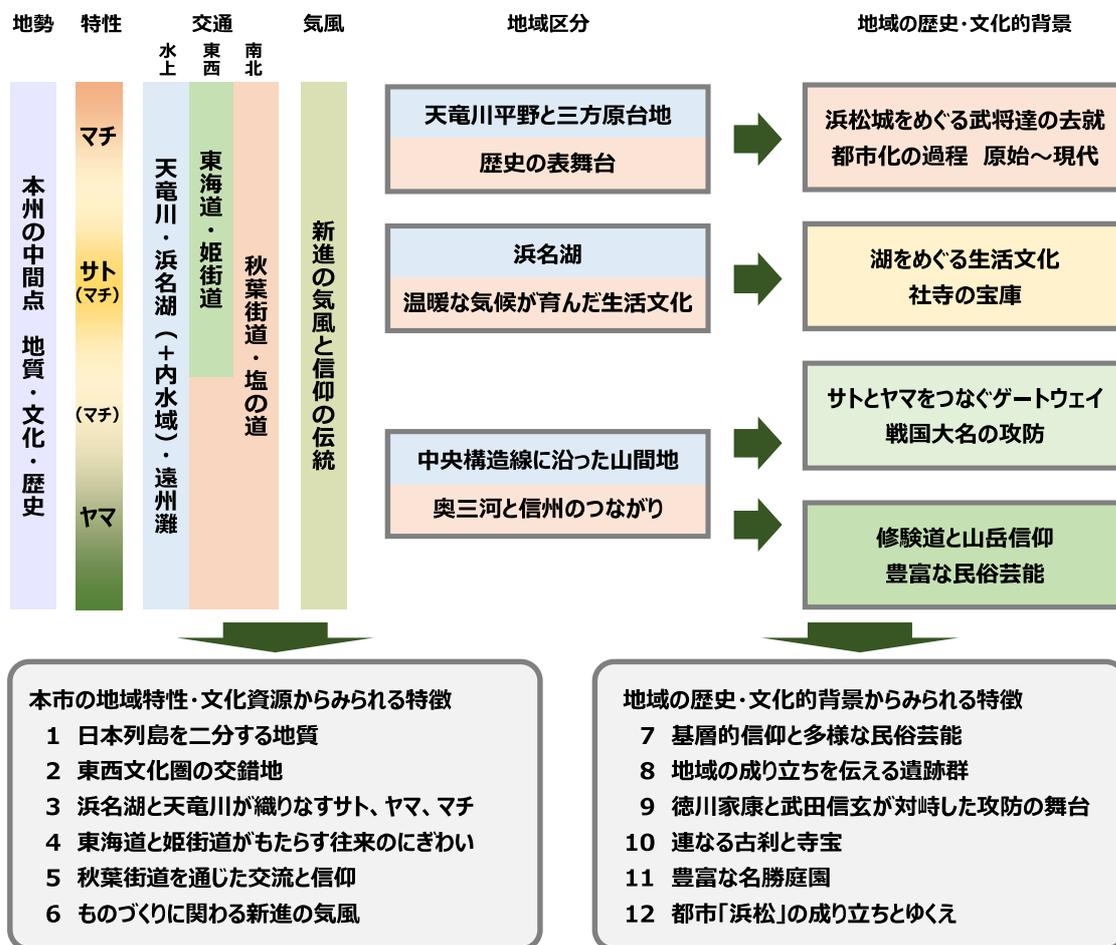


図 浜松市の地域の歴史・文化的資源及び背景からみられる特徴

4. 文化財の保存活用に関する方針

現在の文化財を取り巻く状況から、本市の保存活用に関する課題を9項目に整理し、これらの課題に対する4つの方針を掲げます。また、各方針の関連強化を見据え、地域の文化財保存活用事業の自立、文化財の継承、地域コミュニティの維持・活性化を促します。

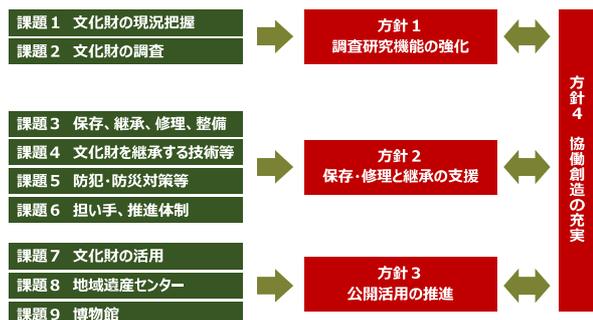


図 文化財の保存活用に関する課題と方針の関係

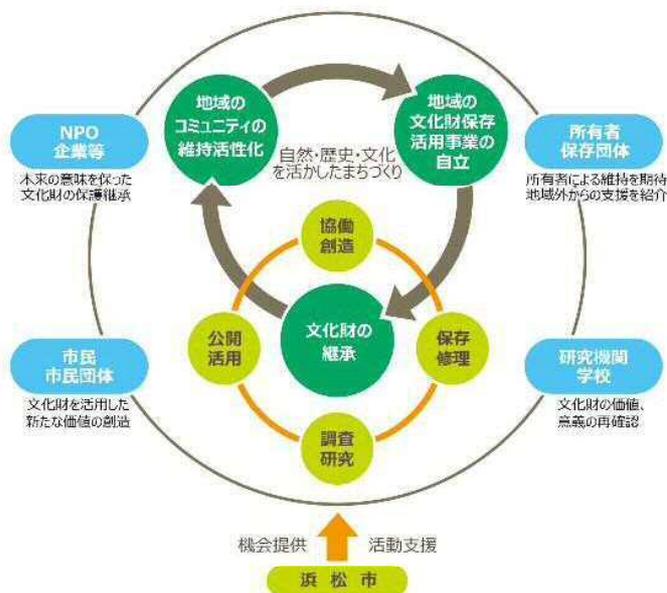


図 文化財の保存活用に関する方針

5.文化財の保存活用に関する取組と事業

本市の文化財の保存活用に関する現状と課題及び方針を踏まえ、今後進める業務内容を「取組」、個別の業務を推進するための具体的な措置を「事業」とし、課題の項目ごとに対応した取組と事業を行います。事業には恒常的なものと、計画期間中に重点的に行うものを設定しています。

6.文化財の総合的な保存活用のための取組（関連文化財群・文化財保存活用区域の設定）

計画期間内において文化財の保存活用事業を総合的かつ重点的に推進するため、本市における歴史文化の特徴を踏まえ、関連文化財群と文化財保存活用区域を設定します。

6-1 関連文化財群

国や県、市の指定文化財（特に、史跡や無形民俗文化財）が豊富にみられることに加え、その分布が市内広域に及ぶことを要件として、古墳（指定史跡 22 件）、祭礼・芸能（指定無形民俗文化財 13 件）、城跡（指定史跡 16 件）、秋葉信仰（関連する指定文化財 15 件）に注目し、関連文化財群として一体的な保存活用に取り組む事業を行います。

I 地域社会の成立過程を示す古墳

古墳の造営に見られる古代の地域社会の様相に関連した文化財群

<構成要素>

古墳、考古資料 等（副葬品、埴輪、飾り大刀 等）



<代表的な文化財>

- 光明山古墳(1)
- 金銀装円頭大刀(2)
- 赤門上古墳出土遺物(3)
- 辺田平 1 号墳出土遺物(4)
- 陣座ヶ谷古墳
- 馬場平古墳
- 湍伊神社境内遺跡
- 北岡大塚古墳
- 二本ヶ谷積石塚群
- 入野古墳 等

II 中・近世から続く祭礼・芸能

地域に残る信仰・祭礼の特徴に関連した文化財群

<構成要素>

田楽、神楽、ひよんどり、おくない、念仏踊り、農村歌舞伎、流鏝馬、田遊び、念仏講 等



<代表的な文化財>

- 西浦の田楽(1)
- 横尾歌舞伎(2)
- 遠州大念仏(3)
- 遠江のひよんどりとおくない(4)
- 滝沢の放歌踊り
- 川合花の舞
- 呉松の大念仏
- 西浦の念仏踊り 等

III 城跡と関連遺産からみる戦国時代

城跡と関連遺産から見られる地域を舞台とした戦国大名の攻防に関連した文化財群

<構成要素>

城跡、古戦場、屋敷跡、伝承 等



<代表的な文化財>

- 三岳城跡(1)
- 二俣城跡及び鳥羽山城跡(2,3)
- 高根城跡(4)
- 犀ヶ崖古戦場(5)
- 浜松城跡(6)
- 千頭峯城跡
- 犬居城跡
- 井伊谷城跡 等

IV 秋葉信仰

武運長久と火伏の信仰を集める秋葉信仰と秋葉街道に関連した文化財群

<構成要素>

秋葉神社、秋葉山、秋葉街道（常夜灯・鞘堂・道標・道祖神・石仏 等）、神事、祭事、伝承 等

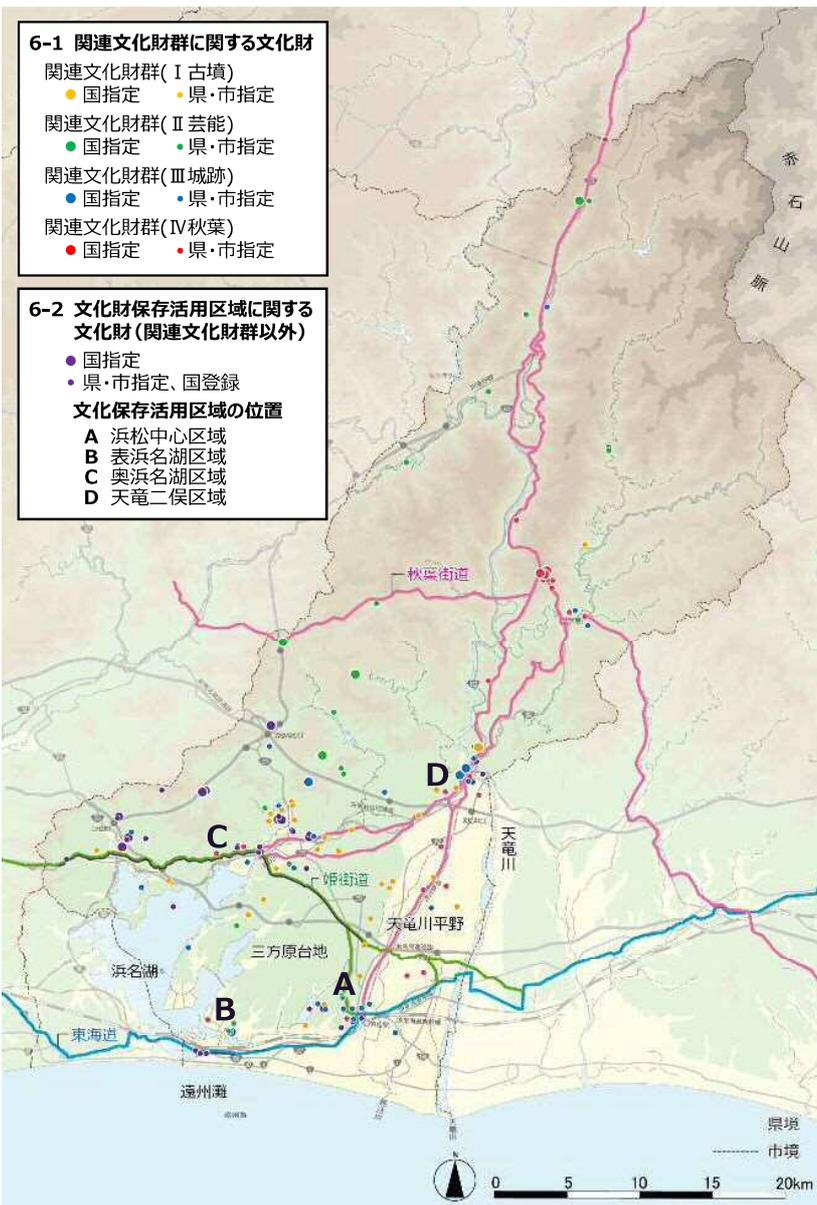


<代表的な文化財>

- 秋葉神社境内(1)
- 瑞雲院山門(2)
- 上島新田組秋葉山常夜灯鞘堂(3)
- 秋葉神社社叢(4)
- 秋葉山火祭り(5)
- 太刀 銘来国光
- 太刀 銘弘次
- 秋葉神社神門
- 秋葉街道貴布祢の道標
- 小松秋葉大鳥居 等
- 太刀 銘安繩（備前）

6-2 文化財保存活用区域

国指定の重要文化財建造物もしくは国指定史跡がある地域に注目し、A.浜松中心区域（中区・西区）、B.表浜名湖区域（西区）、C.奥浜名湖区域（北区）、D.天竜二俣区域（天竜区）の4か所を文化財保存活用区域として設定し、重点的な保存活用事業を行います。



A.浜松中心区域

縄文時代や弥生時代の集落、古墳時代の大型円墳、奈良・平安時代の郡役所跡、中世都市、近世城下町などの拠点形成を経て、近代都市に至る文化財が集中する地域。

<代表的な文化財>

- 蛸塚遺跡
- 伊場遺跡
- 浜松城跡
- 遠州大念仏
- 佐鳴湖
- 入野古墳
- 旧浜松銀行協会
- 犀ヶ崖古戦場

B.表浜名湖区域

地震や高潮といった自然災害にさらされながら、浜名湖とともに人々の営みが続けられてきた地域。中村家住宅や東海道舞坂宿を含むほか、関連がある神社とその祭礼、漁労、海苔やうなぎ養殖など、湖と一体の景観が広がる。

<代表的な文化財>

- 中村家住宅
- 舞坂宿脇本陣
- 舞坂の海苔生産用具
- 舞坂町の大太鼓祭り
- 中村家住宅長屋門
- 東海道の松並木
- 息神社の田遊祭
- うなぎ・すっぱんの養殖

C.奥浜名湖区域

銅鐸、古墳、仏教遺跡、文化財建造物、美術工芸品、名勝庭園、城跡群、姫街道関連史跡などの豊富な文化財が残る地域。正月行事や農村歌舞伎、漁業やみかん栽培等の生業と浜名湖が織りなす景観や食文化にも特徴がある。

<代表的な文化財>

- 浜名惣社神明宮本殿
- 宝林寺仏殿・方丈
- 鈴木家住宅
- 浜名湖
- 方広寺七尊菩薩堂
- 三岳城跡
- 川名・寺野のひよどり
- 龍潭寺庭園

D.天竜二俣区域

天竜川中流域の山地の南端であるとともに、平野部の起点にあたる地域。陸上と水上の交通路がともにこの地で結節し、古くから交通・交易や戦略上の要衝だった。

<代表的な文化財>

- 光明山古墳
- 鳥羽山城跡
- 旧田代家住宅
- ヤマタケの蔵
- 二俣まつり
- 二俣城跡
- 内山家住宅長屋門
- 旧二俣町役場
- 天竜浜名湖鉄道開通施設
- 鹿島の花火